

議案第 1 2 0 号

前橋市支所及び出張所設置条例の改正について

令和元年 1 1 月 2 8 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

前橋市支所及び出張所設置条例（昭和 4 2 年前橋市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表支所の部城南支所の項中「上増田町 下増田町」を「上増田町」に改め、同表出張所の部永明市民サービスセンターの項中「下大島町」を「下大島町 下増田町」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。